

個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）第二百二十六条及び個人情報保護の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号。以下「令」という。）第三十二条第一項の規定に基づき、財務大臣の所掌に係る法第五章第二節から第五節まで（法第六十八条第一項、第七十四条及び同章第四節第四款を除く。）に定める権限又は事務の一部について、左記のとおり委任しております

一 委任する権限又は事務及び委任を受ける職員の官職

財務大臣の所掌に係る法第五章第二節から第五節まで（法第六十八条第一項、第七十四条及び同章第四節第四款を除く。）に定める権限又は事務のうち、次表上欄に掲げる機関の所掌に係るものについては、同表下欄に掲げる職員に委任すること。

<p>税関</p>	<p>財務局長（財務支局長を含む。）</p>
<p>税関長</p>	<p>財務局長（財務支局長にあつては、財務支局長）</p>

沖繩地区税関

沖繩地区税関長

二 委任の効力の発生する日

平成十七年四月一日

(令和五年四月一日現在)